第５条　本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

２　前年度予算総則第５条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第６条　予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

２　予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第７条　事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。ただし、事業収入の増加額を資本支出に充てることはできない。

第８条　事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第９条　事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する設備の新設、改善又は事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条　国際放送（その放送番組の配信を含む。以下、この条において同じ。）及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第11条　業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

別表第１

令和８年度収支予算書

（一般勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

款	項	金額
事業収入		618,098,997
	受信料	591,013,707
	交付金収入	3,614,585
	副次収入	9,001,682
	財務収入	6,388,023
	雑収入	4,636,000
	特別収入	3,445,000
事業支出		687,168,177
	国内放送費	348,275,577
	国際放送費	19,531,566
	国内放送番組等配信費	14,166,391
	必要的配信費	13,931,456
	受信料財源任意的配信費	234,935
	国際放送番組等配信費	2,242,745
	必要的配信費	1,721,282
	受信料財源任意的配信費	521,463
	契約収納費	47,613,886
	受信対策費	553,505
	広報費	5,659,944
	調査研究費	6,007,929
	給与	109,477,084
	退職手当・厚生費	31,399,434
	共通管理費	16,320,366
	減価償却費	79,300,000
	財務費	3,750
	特別支出	3,616,000
	予備費	3,000,000
事業収支差金		△69,069,180

（資本収支）

（単位　千円）

款	項	金額
資本収入		108,187,000
	前期繰越金受入れ	24,972,000
	減価償却資金受入れ	79,300,000
	資産受入れ	3,915,000
資本支出		108,187,000
	建設費	53,760,000
	出資	19,122,000
	建設積立資産繰入れ	35,305,000
資本収支差金		—

国内放送番組等配信費における必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用は58億1,250万３千円、番組関連情報の編集及び配信に係る費用は81億1,895万３千円である。

国際放送番組等配信費における必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用は３億231万６千円、番組関連情報の編集及び配信に係る費用は14億1,896万６千円である。

必要的配信費の整理にあたっては、必要的配信費として特定できるものは直課するとともに、費用の特性に応じて、配信する放送番組の数の比、業務の種類の数の比、コンテンツ制作費比を用いて配賦を行い、費用を整理した。

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,146億5,399万７千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,835億5,217万７千円であり、経常収支差金は、△688億9,818万円である。

事業収支差金△690億6,918万円については、放送法第73条の２第２項本文の規定により、還元目的積立金を取り崩して補てんする。

なお出資に該当する191億2,200万円及び建設費のうち出捐に該当する58億5,000万円については、資本収支において、同様に措置する。